

東社協福祉施設経営相談室だより No.181（全2枚） 令和7年6月25日

◇◆◇コンテンツ◇◆◇

- 1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の改正施行（令和7年6月1日）
- 2 熱中症対策への対応義務化～労働安全衛生規則等の改正施行（令和7年6月1日）
- 3 福祉施設や在宅の要配慮者に対する資格確認書の交付等について（厚労省）
- 4 独立行政法人福祉医療機構（WAM）コロナ対応融資の返済条件変更に関するご案内

1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の改正施行

厚生労働省と個人情報保護委員会は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の一部改正について通知を発出しています。令和7年6月1日施行の刑法等の改正（懲役・禁固刑の廃止と拘禁系の創設）に対応するものとなっています。あわせて対応するQ&A（事例集）の改訂版を発行しています。

Q&A（事例集）では、広報等において行事等の利用者の写真を掲載する場合の本人同意の必要性、大規模災害時の個人情報の提供の考え方等が示されています。

◆厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

2 熱中症対策への対応義務化～労働安全衛生規則等の改正

労働安全衛生法施行規則が改正され、令和7年6月から「職場における熱中症対策の強化」が義務化されました。事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

- (1) 熱中症のおそれのある者に対する処置として連絡・報告ができるような体制の整備
- (2) 熱中症重篤化を防止するため迅速かつ的確に対応ができるよう作業離脱・身体冷却などの緊急対応、緊急連絡先、医療機関など実施手順を作成すること
- (3) 上記体制や手順について職員に周知すること

が義務付けられました。

「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、WBGT基準値（暑さ指数）28度以上、または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または一日4時間を超えて実施することが見込まれる作業とされています。ただしこれらに該当しない場合であっても、熱中症のリスクが高まる作業強度等の状況によってはこの規程に準じた対応を行うよう努めることとされています（令和7年5月20日厚生労働省労働基準局長発出「労働衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」）。

福祉施設の現場では、WBGT基準値の低減・休憩場所の整備など作業環境の管理、作業時間の短縮・暑熱順化・水分摂取や服装等の適正化、熱中症に対する衛生教育などの予防対策が求められています。

規則改正を踏まえ、法人の「労働安全衛生規程」または事業所の就業規則に以下のような条文を追記するとよいでしょう。

規程例

（熱中症対策の強化）

第〇〇条 事業所は、職場における熱中症の予防及び重篤化防止のため、職場環境の整備を行い、WBGT基準値の低減や適正な休憩や水分摂取などができるようにする。

- 2 事業所は、熱中症を生ずるおそれのある業務を行うときは、熱中症のおそれのある職員等の発見時の連絡体制等の整備及び熱中症発症者に対する必要な措置の内容及び手順の作成並びに体制整備や手順の内容についての職員への周知を行う。

◆厚生労働省 職場における熱中症予防情報サイト 「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」掲載
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

◆厚生労働省 熱中症予防のための情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph02

3 福祉施設や在宅の要配慮者に対する資格確認書の交付等について（厚生労働省他事務連絡）

令和7年5月13日に厚生労働省及びこども家庭庁各課より標記事務連絡が発出されています。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する中で、マイナ保険証を保有していない方については、本人からの申請によらず、資格確認書（医療機関等の受診時に保険資格を証明するもの）を職権で交付することに加え、高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方については、マイナ保険証を保有している場合でも、申請に基づき資格確認書を交付する取扱いとしています。

本事務連絡では、今後、従来の保険証の有効期限が到来する中で、福祉施設やケアマネジャー等の支援者が必要に応じて代理申請することが可能としています。

4 独立行政法人福祉医療機構（WAM）コロナ対応融資の返済条件変更に関するご案内

WAMでは、「新型コロナウイルス対応支援資金」（令和2～5年に「経営資金」や「長期運転資金」としてご融資した資金）のみを利用中の法人において、現在の返済条件どおりに元利金を支払うことが困難な場合には、返済条件の変更等の相談に応じています。

◆福祉医療機構 返済方法変更のご相談について（新型コロナウイルス対応支援資金）

<https://www.wam.go.jp/hp/covid19-loan-repayment-consultation/>

相談フォームが新しくなりました！

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜／祝日・年末年始休み

下記サイトにあります相談フォームによりご相談をお寄せください。

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

従来のメールアドレスは廃止させていただきました。

※より正確な回答ができるよう、できるだけ相談フォームでのご相談をお願いいたします。

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html> （東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから）



◎令和7年度 社会福祉法人・施設会計実務研修会・基礎編（WEB研修）近日受付開始予定◎

令和7年度は、テキスト「令和2年版 社会福祉法人会計の実務」を全編改訂するとともに、研修動画も新たに収録し直して開催いたします。基礎編は7月上旬頃より受付開始予定です。

◆東社協 HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html#shien>